

# 本年4月から、短時間労働者に対する 社会保険の適用対象が広がります

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が平成28年12月26日に公布され、平成28年10月から実施されている週20時間以上で働く短時間労働者(※)に対する社会保険の適用対象(適用事業所)が、本年4月から拡大されます。

現在パート・アルバイト等をされている場合であっても、認定要件を満たしていれば共済組合の被扶養者となっておりますが、新たに事業所等の健康保険の適用となった方は、共済組合の被扶養者とはなれませんので、被扶養者の認定取消の手続きをお願いします。

なお、健康保険の適用については、お勤め先の事業所や個々の雇用条件により異なりますので、詳細はお勤め先にお問い合わせください。



(※)短時間労働者 以下の①～④の全ての要件に該当する方 { ① 1週間の所定労働時間が20時間以上 ② 雇用期間が1年以上 ③ 賃金の月額が88,000円 (年収106万円)以上 ④ 学生でないこと	平成28年10月からの適用事業所 被保険者数が常時501人以上の企業
	平成29年4月に新たに適用拡大となる事業所 次のア又はイに該当する、被保険者数が常時500人以下の事業所 { ア 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所 イ 地方公共団体に属する事業所 注) 国に属する全ての事業所については平成28年10月から適用拡大

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306